署長　殿

交規発第191号
令和６年５月17日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

電気・電話等の引込線工事等に係る道路使用許可の事前一括申請の取扱いについて（通達乙）

見出しの件については、下記のとおりとするので、事務処理に誤りのないようにされたい。

記

１　趣旨

本来、道路使用許可は、場所、期間、方法又は形態等、工事又は作業（以下「工事等」という。）の詳細が明らかな申請に対して、交通への影響等を審査した上で許可、不許可を判断すべきものであるが、電気・電話等の引込線工事のように、顧客から注文を受けた後、より短期間のうちに工事を実施するという事業者及びその顧客からの要望等を考慮し、個々の工事等の詳細が明らかでない場合でも、一定の要件に該当するものについては、事前に一定範囲の場所と期間にわたって許可を求める申請（以下「事前一括申請」という。）を認めるものとする。

２　事前一括申請に対する取扱要領

(1)　事前一括申請の対象

住民の生活に不可欠な、電気、電話、水道、ガス等のライフラインに係る事業者の行う工事等のうち、顧客の要望に応えるため実施直前まで場所、期間等、個々の工事等の詳細が明らかとならないものを対象とする。

(2)　申請期間と場所

同一の申請者により行われる同種の工事等については、同一署管内、１か月間を限度に、具体的日時場所を特定しないままでも、有効な１件の申請としてこれを受理するものとする。

(3)　個々の作業についての連絡

許可を受けた申請者は、当該許可により行おうとする個々の工事等の実施日までに、具体的な実施日時、場所、作業工程及び現場責任者を記した書面（以下「個別書面」という。）を署長に提出し、必要と認められる指示を受けるものとする。

(4)　許可条件の付与

事前一括申請受理時に、個々の工事等の実施日までに個別書面を提出する

ことを許可条件として付与するとともに、積極的な指導によりこれを遵守させるよう努めること。

(5)　個別書面の受理と指示等

個別書面が提出された場合には、その内容に応じた許可条件の追加又は変更、その他必要と認められる指導事項を指示するとともに、提出された個別書面は申請書とともに確実に編冊して保管すること。

(6)　別種の工事等との分離申請

本件の取扱いについては、あくまでも、顧客の要望に応じるための工事等実施の直前までその日時、場所等工事等の詳細が明らかとならない引込線工事等に対する特例措置であるので、電信柱建柱、施設の保守管理等別種の工事等については、引込線工事等とは分離し、実施する日時、場所等工事内容を明らかにさせた上で処理すること。

3　現場管理と指導

許可後は適宜、当該申請に係る道路使用の実態、現場の交通流等を把握し、必要な指導を行う等現場管理に努めること。

4　報告

事前一括申請及びこれに対する許可に関して、要望、苦情等を受理した場合又は悪質な許可条件違反等の事案を認知した場合は、交通規制課を経て報告すること。